

【学校徴収金、徴収方法】

1. 教材費および校外学習費の徴収方法の変更について

- ・ 教材費、校外学習費は今まで定額徴収でしたが、買ったものをその都度徴収する方法に変更いたします。買った品名や金額、バスの料金、引き落とし日は学年だよりでお知らせいたします。
- ・ バス代は、校外学習に参加した人数で費用を計算し、参加者のみから引き落とします。欠席者への費用、返金等は発生しません。
- ・ 修学旅行や自然教室など、金額が大きい行事については、昨年通り積み立て方式にします。

2. 未納時の対応について

- ・ 引き落としができなかった場合、現金での徴収はいたしません。
- ・ 保護者の方に直接学校口座へ振り込んでいただき、振り込み完了の旨を連絡帳でお知らせください。
- ・ 引き落としが確実にできるよう、口座の残高の確認をよろしくお願いいたします。

3. その他

- ・ 4月にお知らせしていましたが、学校徴収計画についてはこれからもお出しします。徴収日、予想される金額についてお知らせします。
- ・ 学年だよりの会計欄につきましては、これまで以上に注視していただきますよう、お願いします。